

# 《健康保険被保険者証の利用終了》

厚生労働省「マイナンバー法等の一部改正法案」に基づき、  
**現在お持ちの保険証は2025年12月1日で使用が終了します。**

## 【2025年12月2日以降の医療機関受診について】

- ✓ マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証のみで受診可。
- ✓ 医療機関がマイナンバーカード未対応の場合は、  
**「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」を提示。**
- ✓ マイナンバーカードに保険証を紐づけていない場合は、「資格確認書」にて受診。  
 ※資格確認書：はがきサイズより小さな「紙」で発行（紛失の場合は再発行費用あり）
- ✓ マイナンバーカードを持っていない方は、「資格確認書」にて受診。

### 【保険証】



2025年12月2日以降 使用不可

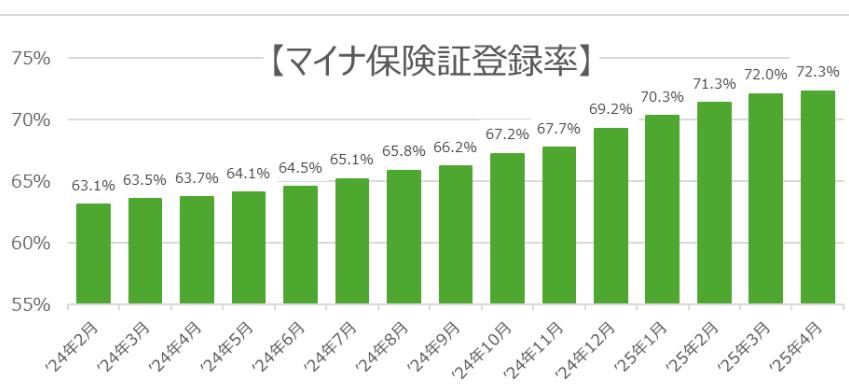
### 【マイナ保険証】



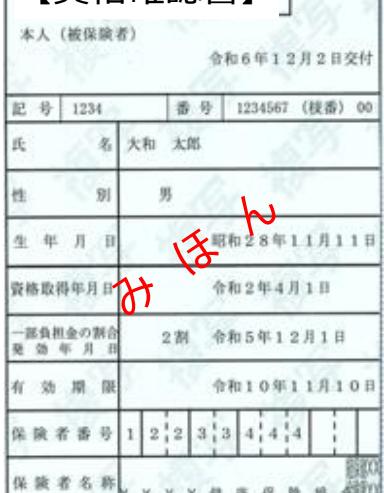
2025年12月2日以降も使用可

マイナ保険証をお持ちでない方は「資格確認書」で医療機関を受診していただきます。

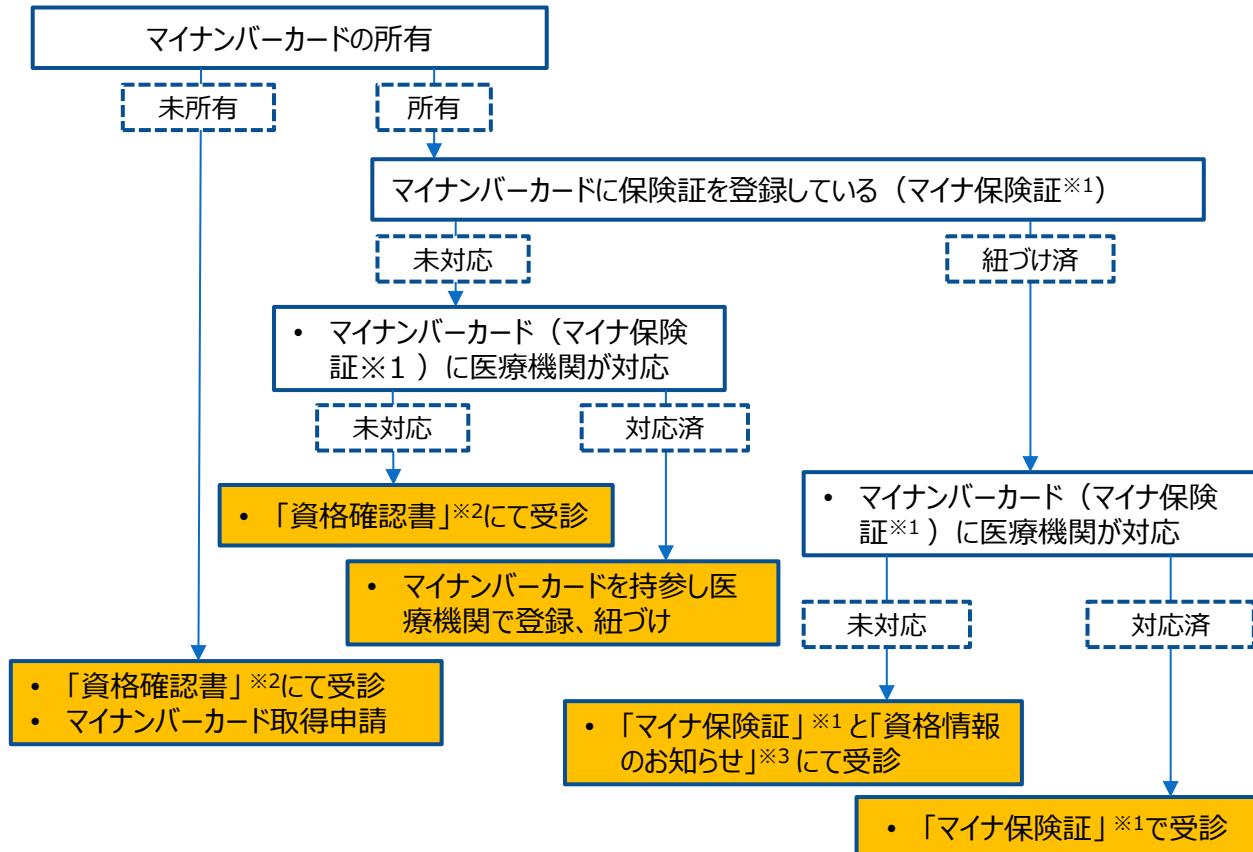
- ※ 健康保険組合から11月頃に資格確認書を職権にて交付。  
 (被保険者からの申請は不要)
- ※ 資格確認書の様式は、はがきサイズより小さな「紙」。



### 【資格確認書】



# 2025年12月2日以降の医療機関受診方法



## マイナ保険証を作成するには

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。ご利用の予定がなくても、早めに利用登録を行ってください。

### 保険証利用の登録はここでできます



マイナポータルで「医療費情報」や「わたしの資格情報」が確認できます。確定申告や給付の申請にもご活用いただけます。

マイナンバーカードの保険証利用申し込みの詳細は右の二次元バー コードからご確認ください。  
厚生労働省作成動画▶【どうやって申し込むの? 今すぐできる! 簡単申込み編】



# マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは

医療機関・薬局の受付でもOK！

当日その場でもいいの♪

マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、  
健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です！



デジタル庁

総務省  
MIC  
Ministry of Internal Affairs  
and Communications

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

健康保険証利用の  
申込みのお問合せ先



0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間 (年末年始を除く)  
平日: 9時30分～20時00分  
土日祝: 9時30分～17時30分

## マイナンバーカードの健康保険証利用登録状況は ご自身でマイナポータルで確認できます！



いますぐ手元で  
できる♪

ご自身のスマートフォンやパソコンからマイナポータルにログインをして、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を  
することができます。

マイナポータルに  
ログイン

- 「マイナポータルアプリ」をインストール
- ログインには申込者本人のマイナンバーカードを使用



iOS

Android



二次元バーコードが  
読み取れない場合  
は「マイナポータル」  
で検索してください。



未登録



※登録状況未確認の状態でも、受診時に医療機関等にマイナンバーカードをお持ちください。顔認証付きカードリーダーに  
かざすだけで、登録済みであればそのまま使うことができ、未登録であればその場で利用登録をすることができます。